

# 任期付職員採用試験のご案内

相模原市教育委員会 教職員人事課

## 【任期付職員について】

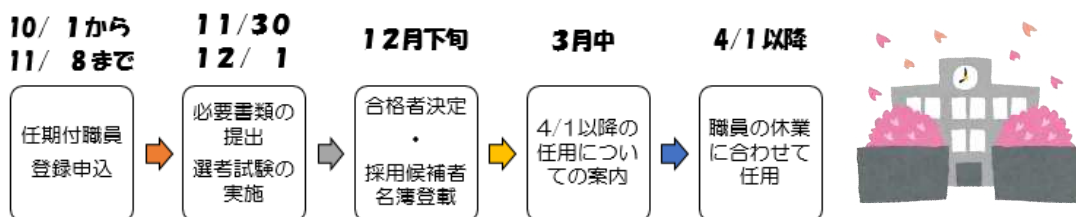
相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校で、令和7年4月以降、育児休業又は配偶者同行休業を取得しようとする職員の代替として勤務する働き方です。

各学校の状況や免許状の種類の関係で、すぐに仕事をご案内できない場合もありますので、ご了承ください。詳細については、10月1日以降に相模原市ホームページをご覧ください。

**【募集の内容】 受験資格を満たす方は、小学校教諭と中学校教諭、栄養教諭と栄養士がそれぞれ併願可能です。**

- ・小学校教諭 70人程度
- ・中学校教諭 30人程度
- ・養護教諭 5人程度
- ・栄養教諭 1人程度
- ・学校事務 2人程度
- ・栄養士 2人程度

## 【任用までの流れ】



## 【任用にあたっての注意事項】

任用開始前1年以内に健康診断を受診している必要があります。受診されていない方は任用が決まり次第、健康診断についてご案内いたします。(相模原市教育委員会が指定する医療機関では、負担費用なしで受診できます。希望者は教職員人事課を通して日時の予約を行います。)

この試験の合格者は、「任期付職員候補者名簿」に登載されます。名簿登載期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとします。

令和7年4月1日以降、育児休業又は配偶者同行休業を取得する職員があった場合に、校種や教科、勤務地等を考慮して採用します。特別支援学級に配置される可能性もあります。合格し名簿登載された場合でも、育児休業又は配偶者同行休業取得者数の状況によっては、採用されない場合があります。

任用期間は、職員の休業申請期間に応じて採用時に決定します。なお、職員が育児休業又は配偶者同行休業の取得期間を延長する場合があります。育児休業、配偶者同行休業の代替者ともに延長した場合を含め、最長3年とします。

## 【給与・勤務等】

任期付職員は任期が定められていること以外、給与・勤務時間・休暇等については正規職員同様に地方公務員法等の規定が適用されます。ただし、育児休業、配偶者同行休業、育児短時間勤務を取得することはできません。

給与

- ・小中学校教諭、養護教諭、栄養教諭：259,321円(令和6年4月1日現在 新規大学卒業者の初任給)
- ・学校事務：185,920円(令和6年4月1日現在 新規高校卒業者の初任給)
- ・栄養士：202,720円(令和6年4月1日現在 新規短大新卒の初任給)

## 【その他】

令和6年度実施相模原市立学校教員採用候補者選考試験において名簿B登載者の方は、この試験に申し込みを行い、必要書類を提出すれば試験が全て免除となります。ご希望の方は、募集期間中に申し込みを行ってください。